

千葉県射撃場指定管理者募集要項

千葉県射撃場の指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称 千葉県射撃場

(2) 所在地 市原市古敷谷 2 6 2 0

(3) 施設の沿革、役割等

千葉県射撃場（以下、「射撃場」という。）は、昭和 5 5 年にクレー射撃場、昭和 6 1 年にライフル射撃場を狩猟者の研修及び実射訓練の場として、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく狩猟免許試験を実施する施設として建設しました。

この射撃場は、クレー射撃による鉛汚染問題等により、平成 1 3 年 7 月から閉鎖していましたが、近年の有害鳥獣による被害を軽減させるため、また、イノシシ等大型獣の捕獲に有効なスラグ弾と呼ばれる一発弾の射撃練習や、銃の技能講習を県内において行う必要があることなどを背景に、平成 2 5 年 7 月に 5 0 m 動的射撃場を、平成 2 8 年 7 月に 1 0 0 m 静的射撃場を再開しました。

(4) 施設概要（参考資料 1 参照）

管理面積 271, 850. 98 m²（うち造成部分 8 h a）

主な施設

○管理棟 665 m²（鉄骨造 2 階建て）

※ 管理棟 1 階の旧食堂部分は、県がアライグマ等安楽殺処分施設として使用しています。

○ライフル射撃場（動的） 695 m²（鉄筋コンクリート造、平屋建、50 メートル、5 射座）

○ライフル射撃場（静的） 1, 180 m²（鉄筋コンクリート造、平屋建、100 メートル、5 射座）

○選手控室 194. 4 m²（鉄筋造、平屋建）他 3 棟

以上のほか、便所、車庫、キュービクル棟、火薬庫などがあります。

○駐車場 約 5, 700 m²

○指定射撃場の指定について

・ライフル射撃場（動的）（覆動式）…昭和 61 年 3 月 26 日指定

使用できる銃砲：ライフル銃、ライフル銃以外の猟銃及び空気銃

使用できる実包：ライフル銃を用いて射撃を行う場合にあつては、口径 10. 5 ミリメートル以下のライフル実包。

ライフル銃以外の猟銃を用いて射撃を行う場合にあつては、口径 12 番以下の実包（単弾に限る）。

空気銃を用いて射撃を行う場合にあつては、口径 8. 0 ミリメートル以下の金属製弾丸。

射撃の方法：ライフル銃及びライフル銃以外の猟銃（単弾によって射撃を行うものに限る。）を用いて射撃を行う場合にあつては、射撃線から 50 メートルの距離にある静的又は動的に対する射撃。

空気銃を用いて射撃を行う場合にあっては、射撃線から 50 メートルの距離にある静的に対する射撃。

- ・ライフル射撃場（静的）（覆道式）…平成 28 年 6 月 15 日指定

使用できる銃砲：ライフル銃、ライフル銃以外の猟銃及び空気銃

使用できる実包：ライフル銃を用いて射撃を行う場合にあっては、口径 10.5 ミリメートル以下のライフル実包。

ライフル銃以外の猟銃を用いて射撃を行う場合にあっては、口径 12 番以下の実包（単弾に限る）。

空気銃を用いて射撃を行う場合にあっては、口径 8.0 ミリメートル以下の金属製弾丸。

射撃の方法：ライフル銃及びライフル銃以外の猟銃（単弾によって射撃を行うものに限る。）を用いて射撃を行う場合にあっては、射撃線から 100 メートル又は 50 メートルの距離にある静的に対する射撃。

空気銃を用いて射撃を行う場合にあっては、射撃線から 100 メートル又は 50 メートルの距離にある静的に対する射撃。

○教習射撃場の指定について

- ・ライフル射撃場（動的）（覆動式）

使用できる猟銃：ライフル銃

使用できる実包：口径 10.5 ミリメートル以下のライフル実包。

- ・ライフル射撃場（静的）（覆道式）

（5）休場日及び開場時間等

射撃場の開場時間は午前 9 時から午後 5 時まで（1 月、2 月及び 12 月にあっては午前 9 時から午後 4 時まで）とします。

休場日は、火曜日（国民の祝日及び休日の場合はその日後においてその日に最も近い休日でない日）と 12 月 29 日から 1 月 3 日までとします。

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて開場時間及び休場日を変更することができます。

（6）施設利用者数及び利用料収入

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
利用者数			
共同使用	1, 7 6 5 人	1, 8 7 0 人	1, 6 1 9 人
団体使用	6 3 団体	8 7 団体	1 0 3 団体
利用料収入	4, 2 5 9 千円	5, 0 3 5 千円	5, 0 8 0 千円

令和4年度～令和6年度の指定管理料（税込み）

令和4年度	令和5年度	令和6年度
12,793千円	12,732千円	12,640千円

2 指定管理者の業務の範囲

(1) 施設等の運営に関する業務

- ① ライフル射撃場、選手控室、研修室、その他施設の提供
- ② ライフル射撃等に関する指導助言
- ③ 射撃場における利用承認及び利用料金の収受等に関する業務

(2) 施設等の管理に関する業務

施設等の維持管理及び修繕（大規模修繕を除く。）に関する業務。

なお、管理棟1階の旧食堂部分は県が使用しますが、管理業務は指定管理者が行います。

(3) その他の業務

設置目的を達成するために知事が必要と認める業務。

*留意事項

- ・利用料金は、指定管理者が条例、規則に定める範囲内で、知事の承認を受けて設定すること。
- ・射撃場の行政財産の目的外使用許可に関する業務は県が行いますので、指定管理業務には含まれません。
- ・指定管理者が事業を実施するにあたり、利用料金以外の収入を得る場合は、その内容をあらかじめ事業計画書に明記し、県と協議すること。

3 業務の基準

(1) 管理運営を行うに当たっては、次の関係法令等の規定を順守すること。

- ① 銃砲刀剣類所持等取締法、同施行令、同施行規則及び指定射撃場の指定に関する内閣府令
- ② 千葉県公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例
- ③ 千葉県射撃場設置管理条例、千葉県射撃場管理規則
- ④ 労働基準法、最低賃金法及び健康保険法等の労働関係諸法令
- ⑤ その他関連法規

指定管理者が射撃場の利用者に対して行う許可その他の処分には、千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）が適用されるので留意すること。

(2) 射撃場は、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の2第1項に基づく指定射撃場の指定を受けていることから、同項に規定する「管理する者」を置くとともに同項にいう内閣府令で定める基準に適合するよう当該施設を直接維持管理すること。

(3) 射撃場は、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第1項に基づく教習射撃場の指定を受けた施設であることから、同項第1号に規定する「管理する者」を置くとともに同項同号にいう内閣府令に定

める基準に適合するよう当該施設を管理すること。

なお、「管理する者」は、上記（２）の指定射撃場の「管理する者」と同一人でもよい。

また、同項第２号による「教習射撃指導員」を指定管理者の従事者の中に置くこと。

（４）指定管理者は、「２ 指定管理者の業務の範囲」に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）のほか、射撃場施設内において、自らの企画提案により、使用料・利用料金以外の費用を利用者等から徴して実施する事業（以下「自主事業」という。）を実施することができるが、自主事業は射撃場施設の設置目的の達成に資すると認められ、かつ、指定管理業務を妨げないものとする。

また、事業計画書に実施内容を記載するとともに、必要に応じて行政財産の目的外使用許可を得ること。

（５）事業計画書提出後に新たな事業を企画・実施するなど事業計画を変更する場合、実施内容や利用者から徴収する料金等について、事前に県への協議を行うこと。

（６）射撃場施設の管理の業務（自主事業を含む）の経理は、指定管理者が実施する他の事業と明確に区分し、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備すること。また、県が必要と認めるときは、その報告や実地調査に誠実に応じること。

（７）射撃場施設の指定管理者が作成し、又は取得した文書（射撃場施設の管理の業務に係るものに限る。以下「管理文書」という。）は、千葉県情報公開条例（平成１２年千葉県条例第６５号）に規定する行政文書に準ずるものとして適正に管理を行うこと。

なお、指定管理者は、管理文書の分類、保存及び廃棄に関する基準その他管理文書の管理に関し、必要な事項を年度毎に定め、県に報告し了承を得るものとする。（管理開始年度の基準等については、指定管理者になる団体が管理開始日の７日前までに県に報告し了承を得る。）

（８）指定管理者が保有する管理文書について、知事に対し個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年千葉県条例第３７号）に基づく個人情報の開示の請求又は千葉県情報公開条例に基づく行政文書の開示の請求があった場合において、知事からこれらの請求に係る管理文書の提出を求められたときは、これに応ずること。

（９）指定管理者（個人情報の保護に関する法律第１６条第２項に規定する「個人情報取扱事業者」に該当するものを除く。）は、射撃場施設の管理の業務に係る個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に取り扱うこと。

（１０）指定管理者が行う射撃場施設の利用者に対する各種の指導については、千葉県行政手続条例第４章の規定の適用はないが、指定管理者は、これらの指導に当たっては、県の機関に準ずるものとして、同章の趣旨にのっとり適切に行うこと。

（１１）上記（２）及び（３）に定めるほか、施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

(12) 省資源や省エネルギーの推進など、「千葉県庁エコオフィスプラン」の趣旨に基づいた取組を実施すること。

(13) 施設の利用料金について、令和7年度中にキャッシュレス決済を導入すること。

(14) 指定管理者が行う業務の詳細については、千葉県射撃場管理業務等仕様書（参考資料2）によること。

4 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までとします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは指定を取り消すことがあります。

5 応募

(1) 応募資格

法人その他の団体（個人での応募はできません。）又はそのグループであって、次の全ての条件を満たすものとします。

- ① 会社更生法、民事再生法等による手続きをしている団体でないこと。
- ② 法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税の滞納がないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県から入札の参加者資格を取り消されていないこと。
- ④ 募集開始の日から選定委員会による指定管理者（候補者）選定までの間に本県から入札参加資格を停止されていないこと。
- ⑤ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと（受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること）。
- ⑥ 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑦ 次に掲げる暴力団排除措置事由に該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。

イ 役員が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員若しくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 役員が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。

エ 役員が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。

オ 役員が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ 役員が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

(2) グループ応募

射撃場施設のサービスの向上並びに業務の効率的な実施を図るうえで必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができます。この場合は、次の事項に留意して

申請してください。

- ① グループにより申請する場合は、グループの名称を設定し代表となる法人等を選定すること。
なお、代表となる法人等以外は、当該グループの構成団体として扱います。また、代表となる法人等又は構成団体の変更は認めません。
- ② グループ応募については、グループ（共同体）応募届（様式第3号）、グループ（共同体）構成団体業務分担表（様式第4号）、グループ（共同体）協定書（様式第5号）を提出してください。
- ③ グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。

6 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

また、申請書に記載漏れや添付書類の不足等、形式的な不備がある場合は、数日程度の期限を定めて補正を指示することがあるので、速やかに対応してください。

- (1) 指定申請書（千葉県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成16年千葉県規則第52号）別記様式、押印不要）
- (2) 事業計画書（様式第1号）
- (3) 関係書類
 - ① 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
 - ② 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他、団体の業務の内容を明らかにする書類
 - ③ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - ④ 団体の登記事項証明書及び印鑑証明書（法人のみ）
 - ⑤ 団体の役員名簿及び役員の履歴書
 - ⑥ 法人税、消費税及び地方消費税、千葉県税、市町村税（本店及び県内事業所にかかるもの）の各納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税、県税及び市町村税を滞納していないことが確認できるもの）
 - ・法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書（その3の3）
 - ・千葉県税は、県税事務所発行の納税証明書（第40号様式その2）
 - ・市町村税の納税証明書（様式名は各市町村へお問い合わせください）
 - ⑦ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
 - ⑧ 障害者雇用状況報告書の写し（今年度公共職業安定所長に提出した受付印があるもの。ただし、インターネット経由で提出した場合、受付印は不要。）。なお、公共職業安定所長への提出義務のない事業主については、障害者雇用状況報告書（様式第2号）。
 - ⑨ 厚生労働省が所管する事業者のための労務管理・安全衛生管理診断サイト「スタートアップ労働条件」のWEB診断結果
 - ⑩ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けている場合、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであることを証する書類

⑪ グループによる応募に当たっては、グループ構成員となる全ての法人等の上記関係書類に加え、次の書類を提出してください。

- ・グループ（共同体）応募届（様式第3号）
- ・グループ（共同体）構成団体業務分担表（様式第4号）
- ・グループ（共同体）協定書（様式第5号）

(4) 提出部数

提出部数は、正本1部、副本25部（副本は複写可）とします。

7 管理運営経費等

(1) 管理運営経費

① 利用料金

射撃場施設の利用に係る料金は指定管理者の収入とし、管理運営経費に充てるものとします。利用料金単価の範囲は、下記のとおりとなります。

区分	単位	額の範囲
専用使用	一ライフル射撃場二時間につき	九千三百円以内
共同使用	一人二時間以内	千八百六十円以内
	超過時間一時間までごとに	九百三十円以内

② 千葉県の負担

射撃場の管理業務に係る千葉県負担（指定管理料）については、消費税及び特別地方消費税込みの額で、以下の5年間の総額が参考金額以内となるように申請の際の事業計画、収支予算を策定してください。（5年間の総額が参考金額の以内であれば、年度別の金額を超える申請も可能です。）

なお、指定管理期間中、指定管理料の積算に影響を及ぼす指定管理業務の変更や、物価水準の大幅な変動等があった場合は、県と指定管理者との協議により指定管理料の額を変更することがあります。

また、危険負担は危険負担表（別記）のとおりです。

（参考金額）5年間の総額：81,230千円（7,384,545円）

令和7年度 16,246千円（1,476,909円）

令和8年度 16,246千円（1,476,909円）

令和9年度 16,246千円（1,476,909円）

令和10年度 16,246千円（1,476,909円）

令和11年度 16,246千円（1,476,909円）

※総額及び年度別の（ ）はうち消費税及び特別地方消費税の額

(2) 指定期間中の施設の大規模修繕・変更予定

- ・県において、沈砂池のゼオライトを交換する工事を行う予定です。
- ・県において、令和6年度に実施予定の管理棟の耐震診断結果を踏まえ、改修工事等を行うことがあります。

(3) 運営上の課題

地元住民等からの意見等があった場合には、適切に対応するとともに、県に報告すること。

8 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間 令和6年7月19日(金)から令和6年8月7日(水)まで

(2) 受付方法 質問書(様式第6号)に記入のうえ、FAX又は電子メールで提出してください。

FAX 043-225-1630 E-Mail hogoll@mz.pref.chiba.lg.jp

9 現地説明会の実施

現地説明会を次により開催します。参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名を、説明会の3日前までに下記の連絡先まで連絡してください。

なお、参加希望がない場合、説明会は実施しません。

(1) 開催日時 令和6年7月29日(月) 午後3時から1時間程度

(2) 開催場所 千葉県射撃場管理棟2階研修室

(3) 連絡先 千葉県環境生活部自然保護課狩猟・保護班

TEL 043-223-2972 E-Mail hogoll@mz.pref.chiba.lg.jp

10 申請書提出先及び提出期間

(1) 提出先 千葉県環境生活部自然保護課狩猟・保護班(県庁南庁舎1階)

〒260-8667 千葉市中央区市場町I-1

TEL 043-223-2972

(2) 提出期間 令和6年9月9日(月)から令和6年9月13日(金)まで

(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとします。

※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。

※ 電子メール、FAXでの提出は認めません。

*留意事項

・申請書を提出後に辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出してください。

11 選定方法

(1) 提出された提案書類をもとに千葉県射撃場指定管理者審査基準(参考資料3)に沿って、外部有識者等に意見を求めた上で、指定管理者(候補者)選定委員会において候補者を選定します。

(2) 選定審査において、申請者である法人その他の団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。(時間、場所については申請者に後日連絡します。)

(3) グループで応募した団体については、選定審査に先立ち、選定委員会において、提出された書類

(上記6、(3)関係書類、様式第3号以下)に基づき、グループ化の理由、構成団体の業務・責任分担等の審査を行います。

1.2 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

1.3 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

1.4 選定結果

選定委員会における選定結果の詳細については、令和6年1月上旬頃に千葉県ホームページに掲載します。

1.5 指定管理者の決定及び協定

- (1) 指定管理者は令和6年12月千葉県議会の議決を経て決定(指定)されます。
- (2) 指定後、県と指定管理者の協議に基づき、管理に関する協定を締結します。

1.6 スケジュール

公募から管理開始までの主なスケジュールは次のとおりです。

令和6年	7月12日(金)	募集要項公表・配布開始
	19日(金)	質問事項受付開始
	29日(月)	現地説明会
8月	7日(水)	質問事項締切
9月	9日(月)	申請書受付開始
	9月13日(金)	申請書提出期限
10月上旬		プレゼンテーション(1日間) 外部有識者等からの意見聴取
10月中旬		選定委員会で候補者の審査・選定
11月上旬頃		選定結果の公表
12月上旬頃		指定管理者の議決(12月定例県議会)
令和7年	1月	指定管理者の指定
	2月	協定書の締結 管理業務の引継ぎ
	4月1日(火)	指定管理者による管理開始

17 その他

- (1) 提出書類は必要に応じ複写します。使用は県庁内及び選定委員会等において、選定の検討にあたり県が必要と認めるときに限ります。
- (2) 指定されなかった団体の提出書類は、指定管理者の指定の議決後10日以内に限り、申請者からの請求及び費用負担により原本（正本・副本）を返却します。
- (3) 提出書類(複写物を含む)は情報公開の請求により、千葉県情報公開条例に基づき開示することがあります。
- (4) 「5 応募資格(1)⑦」に該当するか否かについて、警察本部に照会を行う場合があります。

問い合わせ先

千葉県環境生活部自然保護課狩猟・保護班
担当者 高岸

TEL 043-223-2972 FAX 043-225-1630

E-mail hogoll@mz.pref.chiba.lg.jp